

三重県山岳遭難防止対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は三重県山岳遭難防止対策連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、県内の山岳における遭難等の事故を未然防止し、山岳の利用者が安全で快適な登山活動ができることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山岳遭難防止に関する情報収集・情報交換
- (2) 山岳を安全で快適に利用するための啓発及び愛護思想の普及
- (3) 山岳遭難事故の未然防止の調査及び研修
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
- 会長及び副会長は委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその仕事を代行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

ただし、後任者が決定するまでは、その職に就くものとする。

2 前項の規定に関わらず、役員が就任時の機関および団体の仕事を離れた場合、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。

(会議)

第8条 会議は、毎年1回以上開催する。

2 会議は、会長が招集する。

(審議事項)

第9条 会議では、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画・報告に関する事項
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他、本会の目的達成に関する重要な事項

(議決)

第 10 条 前条に関する事項を議決する際には、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(事務局)

第 11 条 本会の事務を処理するために、事務局を三重県地域連携・交通部スポーツ進局スポーツ推進課におく。

2 事務局に関し必要な事項は、別に事務局規定を定める。

付則 この規約は、平成21年7月25日より施行する。
この規定は、平成24年5月28日より施行する。
この規定は、平成27年5月28日より施行する。
この規定は、平成30年5月31日より施行する。
この規定は、令和4年5月17日より施行する。
この規定は、令和5年5月16日より施行する。